総務常任委員会資料
総務部給与労務課

議案第112号
宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料１　宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の改正概要

１．改正内容

国の特別職の職員の給与に関する法律の改正に準じて、市の特別職の期末手当の支給月数を、令和８年度１２月期は０．０５月引き上げ１．８０月とし、令和９年度以降は、引き上げ分を６月期と１２月期に振り分け、それぞれ１．７７５月とする。

支給月数

（月）

	令和８年度		
	現行	改正後	増減
６月期 （ 国 ）	1.75 (1.75)	1.75 (1.75)	－ （ － ）
１２月期 （ 国 ）	1.75 (1.75)	1.80 (1.80)	+0.05 (+0.05)
年間計 （ 国 ）	3.5 (3.5)	3.55 (3.55)	+0.05 (+0.05)

（月）

	令和９年度以降
	改正後
６月期 （ 国 ）	1.775 (1.775)
１２月期 （ 国 ）	1.775 (1.775)
年間計 （ 国 ）	3.55 (3.55)

２．施行日

令和８年度の期末手当についての規定は、公布の日から施行し、令和８年１２月１日から適用する。

令和９年度以降の期末手当についての規定は、令和９年４月１日から施行する。